別表一の表中「所得金額又は欠損金額（別表四「48の①」）」を「所得金額又は欠損金額（別表四「52の①」）」に、「連結納税の承認を取り消された場合等における法人税額の特別控除額の加算額」を「既に控除され」を「税額控除超過額相当額等の加算額」に、「欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋(別表七(二)「９」若しくは「21」又は別表七(三)「10」））」を「欠損金又は災害損失金等の（別表七(一)「４の計」＋(別表七(三)「９」又は別表七(四)「10」））当期控除額若しくは「21」」に、「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12分のうち少ない金額）」を「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12分のうち少ない金額）又は（別表一付表「５」）」に改め、同表の記載要領第四号中「「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額　(5)」」を「「税額控除超過額相当額等の加算額　(5)」」に、「いずれにも」を「うち二以上の場合に」に改め、「には、」の次に「当該二以上の場合の区分に応じそれぞれ」を加え、同号(2)を削り、同号(1)中「法第４条の５第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。(6)において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（(6)において「令和２年旧法」という。）第４条の５第１項」に、「法第４条の２」を「令和２年旧法第４条の２」に改め、「おいて、」の次に「当該二以上の場合の区分に応じそれぞれ」を加え、同号(1)を同号(6)とし、その前に次のように加える。

(1)　別表六(二)付表六「７の計」の欄に金額の記載がある場合　当該金額

(2)　当該事業年度において租税特別措置法第42条の４第８項第６号ロ又は第７号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合　これらの規定により法人税の額に加算される金額

(3)　当該事業年度において租税特別措置法第42条の14第１項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第17条の４の２第１項（通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額）の規定により読み替えて適用する場合を含む。(3)において同じ。）の規定の適用がある場合　租税特別措置法第42条の14第１項の規定により法人税の額に加算される金額

(4)　法第64条の10第５項（通算制度の取りやめ等）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認が効力を失う日（(4)において「失効日」という。）の前日（当該前日が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該失効日）の属する事業年度において租税特別措置法第42条の14第４項の規定の適用がある場合　同項の規定により法人税の額に加算される金額

(5)　別表六(三十一)「31」の欄に金額の記載がある場合　当該金額

別表一の記載要領第八号中「第80条第７項」を「第80条第10項」に改め、同第九号中「「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12分のうち少ない金額）　31　」」を「「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12分のうち少ない金額）又は（別表一付表「５」）　31　」」に改め、同号(1)中「第66条第２項」の次に「又は第６項」を加え、同第十一号を同第十二号とし、同第十号を同第十一号とし、同第九号を同第十号とし、同第八号の次に次の一号を加える。

10　「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額（(1)と800万円×12分のうち少ない金額）又は（別表一付表「５」）　31　」の欄は、法第66条第６項に規定する中小通算法人に該当する内国法人（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）にあつては「(1)と800万円×12分のうち少ない金額）又は」を消し、その他の内国法人にあつては「又は（別表一付表「５」）」を消すこと。